

第 71 回 監査・保証基準委員会有識者懇談会 次第

2025 年 9 月 22 日（月） 9 時 30 分～10 時 50 分
於：日本公認会計士協会 202 会議室（一部、Microsoft Teams）

I 開 会

II 監査・保証基準委員会有識者懇談会委員の自己紹介

III 議 事

1. 意見聴取

- (1) IAASB 2025 年 3 月ボード会議以降の活動状況
- (2) サステナビリティ保証業務実務指針 5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」の公開草案

2. 報告

- (1) サステナビリティに関する倫理規則 倫理規則改正案の概要
- (2) 監査実務指針等の改正に関する検討状況

3. 資料配付

- (1) 日本公認会計士協会における周知活動

IV 閉 会

以 上

配 付 資 料

No.	資 料
914	IAASB 2025 年 3 月 ボード会議以降の活動状況
915	サステナビリティ保証業務実務指針 5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」の公開草案の概要
916	サステナビリティ保証業務実務指針 5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」文案
917	サステナビリティに関する倫理規則 倫理規則改正案の概要
918	監査実務指針等の改正に関する検討状況
919	日本公認会計士協会における周知活動

以 上

監査・保証基準委員会有識者懇談会 委員名簿

(2025 年 9 月 22 日現在)

(敬称略)

	氏 名	現 職
議長	堀 江 正 之	日本大学 商学部 特任教授
委員 (議長代行)	松 本 祥 尚	関西大学 会計専門職大学院 教授
委員	青 克 美	株式会社東京証券取引所 常務執行役員
委員	魚 住 康 博	一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部 本部長
委員	片 山 一 夫	公益社団法人日本証券アナリスト協会 常務理事
委員	川 西 安 喜	企業会計基準委員会 委員長
委員	後 藤 敏 文	公益社団法人日本監査役協会 専務理事
委員	弥 永 真 生	明治大学 専門職大学院会計専門職研究科 専任教授
委員	山 本 敬 志	日本郵船株式会社 執行役員
オブザーバー	反 町 泰 貴	金融庁 企画市場局企業開示課 開示業務室長

以 上

IAASB 2025年3月ボード会議以降の活動状況

第71回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

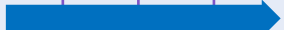
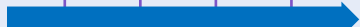
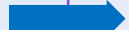
2025年9月22日



目次

1. IAASBの主なスケジュール（2024年～2027年）
2. 2025年3月及び6月IAASBボード会議の主な議題
3. 不正
4. 上場企業及びPIEトラック2
5. 監査証拠及びリスク対応
6. ISA 500シリーズ
7. ISRE 2410「独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」
8. 専門家に関連した狭い範囲での改訂
9. テクノロジー・ポジション
10. テクノロジー（品質マネジメント）

1. IAASBの主なスケジュール（2024年～2027年）

プロジェクト名	2023年	2024年				2025年				2026年				2027年				
	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	
不正（ISA 240改訂）	ED					承認		PIOB (7月)										
上場企業及び PIE（社会的影響度の高い事業体）	ED					ITC*2 (2月)	承認	PIOB (8月)										
監査証拠及びリスク対応		情報 収集			PP					ED					承認			
ISA 500シリーズ						情報 収集				PP				ED				
ISRE 2410							PP			ED				承認				
専門家に関連した狭い範囲の改訂						ED			承認									
テクノロジー・ポジション				確定 *1														
テクノロジー （品質マネジメント）							情報 収集											

PP: プロジェクト・プロポーザルの承認予定

ED: IAASBボードでの公開草案の承認予定

承認: IAASBボードでの最終承認予定

PIOB: 公益監視委員会（PIOB）による最終認証予定

*1: テクノロジー・ポジションを2024年9月に確定し、定期的にアップデート予定

*2: 2025年2月に議論の背景や今後の予定を説明した、コメント募集文書（ITC: Invitation to comment）を公表

2. 2025年3月及び6月IAASBボード会議の主な議題

2025年3月ボード会議

- 開催日
2025年3月18日～21日
- 主な議題
 - ▶ 不正
 - ▶ 監査証拠及びリスク対応
 - ▶ 国際レビュー業務基準（ISRE）2410
 - ▶ 専門家に関連した狭い範囲での改訂
 - ▶ ISSA 5000の適用
 - ▶ テクノロジー・ポジション

2025年6月ボード会議

- 開催日
2025年6月16日～18日
- 主な議題
 - ▶ 上場企業及びPIEートラック2
 - ▶ 監査証拠及びリスク対応
 - ▶ 国際レビュー業務基準（ISRE）2410
 - ▶ 国際監査基準（ISA）500シリーズの一部の基準の改訂
 - ▶ テクノロジー（品質マネジメント）

3. 不正

● プロジェクト概要

- ▶ 近年発生した様々な大型会計不正事件を受けて、一部の国では財務諸表監査における不正及び継続企業に関する監査人の役割及び責任について疑問が呈され、独自の対応が進められている。これを踏まえ、ISA 240「財務諸表監査における不正」により強固な要求事項を確立し、適用指針での明確化を図ることで、財務諸表監査における不正に対する監査人の役割と責任を明確化し、職業的懐疑心のより適切な発揮の重要性を強調するとともに、ガバナンスに責任を有する者（TCWG）とのコミュニケーションの強化や監査報告書の監査上の主要な検討事項（KAM）での取扱を検討する。

● 3月ボード会議での審議の概要

- ▶ 以下の2点について議論が行われた。
 1. 経営者による内部統制の無効化リスク
 2. スタンドバック規定
- ▶ 基準最終化の承認審議が行われ、全会一致で承認された。

● 基準適用日：2026年12月15日以後に開始する事業年度より適用予定である。

4. 上場企業及びPIEトラック2

● プロジェクト概要

- ▶ IESBA倫理規程における「上場企業（Listed Entity）」と「社会的影響度の高い事業体（Public Interest Entity: PIE）」の定義の改訂に伴う関連する基準の狭い範囲の改訂案

● 6月ボード会議での審議の概要

- ▶ IAASBは、2024年9月及び12月ボード会議での審議の結果、本プロジェクトでは、IESBAが2021年12月に最終承認した改訂版IESBA Codeにおける上場企業の定義の採用（Listed EntityからPublicly Traded Entity（PTE）への変更）のみを行い、PIEの定義の採用は扱わないことを決定した。
- ▶ その後、2025年2月にプロジェクトの範囲の変更の背景等を説明したコメント募集文書を公表した。
 - ◆ コメント募集文書では、今後のアクションとして、改訂版IESBA CodeにおけるPIEの定義のグローバルでの採用及び適用が十分に進んだ段階で、IAASB基準においてPIEの定義を採用するかどうか再検討すること、また、今後、IAASBスタッフがIESBAスタッフと連携して情報収集活動等を進め、2026年後半に次のステップの議論を行うことを提案
- ▶ 今回のボード会議では、コメント募集文書に受領したコメントの概要が説明され、議論が行われた上で、基準改訂の最終承認審議が行われ、全会一致で承認された。
- ▶ 改訂基準は、8月にPIOBによるデュープロセスの認証がなされ、9月に公表された。

● 基準適用日：2026年12月15日以後に開始する事業年度より適用される。

5. 監査証拠及びリスク対応

● プロジェクト概要

- ▶ 2022年9月に公表した**ISA 500「監査証拠」**改訂公開草案に対して、**ISA 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」**及び**ISA 520「分析的手続」**等も合わせて見直すべき、という意見があったことに対応するため、監査証拠とリスク対応の双方に対応する新たなプロジェクトを2024年3月から開始した。
- ▶ 2024年12月のボード会議で、プロジェクト・プロポーザルを承認した。

● 3月及び6月ボード会議の主な内容

- ▶ スタンドバック規定のクライテリア、範囲及び位置付け
- ▶ 複数の目的のために利用される手続
- ▶ 自動化されたツール及び技法
- ▶ 分析的手続、分析の実証手続
- ▶ 過年度の監査で入手した監査証拠の利用
- ▶ 記録や証憑書類の真正性

6. ISA 500シリーズ

● プロジェクト概要

- ▶ テクノロジーの利用による影響を含め、現在の企業及び監査環境を反映するため、ISA 501「特定項目の監査証拠」、ISA 505「確認」及びISA 530「監査サンプリング」を改訂するプロジェクトを行うことを予定している。

● 6月ボード会議の主な内容（提示された論点）

	テクノロジーの利用の増加への対処	監査人の作業の明瞭化又は強化
ISA 501	- 企業が利用する棚卸資産システムの進化 - 監査人によるリモート棚卸立会の実施	- 第三者が保管する棚卸資産 - 十分かつ適切な監査証拠の入手における課題
ISA 505	テクノロジーの利用（仲介業者の利用を含む）	- 消極的確認の利用に対する懸念 - 確認手続と関連するアサーション - 確認回答の信頼性に関する課題 - 確認の実施の必要性に関する検討 - 未回答及び確認差異に関する監査人の作業
ISA 530	テクノロジーによるサンプリングツールの利用	- 自動化されたツール及び技法を利用した母集団全体分析による例外事項の調査 - 母集団の設定に関する課題 - 十分なサンプル数の決定に関する課題 - 非統計的サンプリングを含むサンプルの抽出に関する課題 - 逸脱及び虚偽表示の内容及び原因の調査に関する課題 - 調書化に関連した課題

7. ISRE 2410「独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」

● プロジェクト概要

- ▶ ISRE 2410は2005年に公表されて以来、実質的な改訂が行われていない。そこで、期中レビュー業務の一貫した実施のためのグローバルベースラインを設定するため、ISRE 2410の現代化・改訂を行う。

● 3月及び6月ボード会議での審議の概要

- ▶ 6月ボード会議において、プロジェクト・プロポーザルの承認審議が行われ、全会一致で承認された。
- ▶ プロジェクトでは、以下の論点を扱うことが予定されている。
 - ◆ 期中レビュー業務に関連する原則及び概念を明瞭化すること
 - ◆ 想定利用者の期待に対応するため、期中財務情報のレビューに関する監査人の責任について現代化を行うこと
 - ◆ 報告及びコミュニケーションの要求事項に関する課題に対応すること
- ▶ 2026年3月に公開草案の承認が行われ、2027年3月に基準の最終化承認を行う予定である。

8. 専門家に関連した狭い範囲での改訂

● プロジェクト概要

- ▶ 2025年1月に、IESBAが外部の専門家の業務の利用に関するIESBA Code（以下「改訂版IESBA Code」）の改訂を公表した。これに関連して、IAASBの基準と改訂版IESBA Codeの相互運用性を維持するため、IAASBの基準について、改訂版IESBA Codeに関連する部分のみ狭い範囲の改訂を行う。

● 3月ボード会議での審議の概要

- ▶ プロジェクト・プロポーザル及び公開草案を全会一致で承認した。
- ▶ 公開草案の概要は以下の通りである。
 - ◆ISA 620「専門家の業務の利用」の改訂
監査人が、利用する専門家の適性、能力及び客観性の評価等に関連して、手続の種類、時期及び範囲を決定する際に考慮することが求められる要因に「専門家の業務の利用に関連した職業倫理に関する規定」を追加すること等が提案された。
 - ◆その他のIAASB基準の改訂
ISRE 2400「財務諸表のレビュー業務」、国際保証業務基準（ISAE）3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及び国際関連サービス基準（ISRS）4400「財務情報に関する合意された手続の実施契約」の適用指針において、ISA 620と同様の変更が提案された。

- **基準適用日：**改訂版IESBA Codeの適用日（2026年12月15日）と整合させるため、PIOBによるデュープロセスの承認後、約12か月後を適用日とすることが提案されている。

9. テクノロジー・ポジション

● プロジェクト概要

- ▶ IAASBは、テクノロジーによる影響をIAASBの基準にどのように反映していくか検討するためのIAASBの全体方針（**テクノロジー・ポジション**）を策定した。
- ▶ 監査・保証業務の品質強化のため、必要な場合には事務所・業務実施者に対してテクノロジーの利用を奨励していくための以下の八つの主要なアクションが**テクノロジー・ポジション・ステートメント**として示されている。

- | | |
|---|---|
| 1. テクノロジー主導の革新を受け入れる。 | 5. テクノロジーに関連する機会とリスクについて言及する際には、適切なバランスを保つ。 |
| 2. テクノロジーを使用する業務実施者にとって、現実にある又は認識されている基準の障壁を取り除く。 | 6. 職業倫理の原則及び倫理上の要求事項と整合させる。 |
| 3. 業務におけるテクノロジーの使用に関する要求事項と適用指針を導入する。 | 7. 適用の柔軟性を確保する。 |
| 4. 企業が使用するテクノロジーの影響に対処する。 | 8. 利害関係者との継続的なエンゲージメントを促進する。 |

- ▶ テクノロジー・ポジション・ステートメントを運用するための**ギャップ分析**の結果は、課題と提案するアクションの**カタログ**として提示され、必要に応じて定期的に更新される。

● 3月ボード会議の主な内容

- ▶ カタログの内容についての議論が行われた。これを踏まえ、5月にカタログ（Ver.1.0）が公表された。

10. テクノロジー（品質マネジメント）

● プロジェクト概要

- ▶ テクノロジーに関連した基準のギャップ分析の実施結果を受け、テクノロジーに関する品質マネジメントについてプロジェクトを行うか検討を行っている。

● 6月ボード会議の主な内容

- ▶ スタッフから、今後の予定について以下の説明があった。
 - ◆ 今後、アウトリーチを含めた情報収集活動を行う。
 - ◆ 現段階では、プロジェクトの成果物は基準改訂ではなく、規範性の無い公表物の策定が適当ではないかと考えているが、最終的には、情報収集活動の結果判断する。
 - ◆ 2025年12月ボード会議において、情報収集活動の結果が報告され、対応の検討が行われる予定である。

●●信頼の力を未来へ
jicpa



サステナビリティ保証業務実務指針5000 「サステナビリティ情報の保証業務に 関する実務指針」の公開草案の概要

第71回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2025年9月22日



目次

I. 本公開草案の公表の経緯等

1. 本公開草案の公表の経緯
2. 本公開草案の起草方針

II. 本公開草案の概要

1. サス保実5000の特徴
2. サス保実5000の目次
3. サス保実5000のポイント
4. 適用時期

III. 今後のスケジュール・ディスカッションポイント

1. 今後のスケジュール
2. ディスカッションポイント

I 本公開草案の公表の経緯等

1. 本公開草案の公表の経緯

- 国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、サステナビリティ情報の保証業務に対するグローバル・ベースラインを提供する包括的な基準として、国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」を策定し、2024年11月に公表した。
- 我が国においては、2024年2月に金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（以下「金融審サスWG」という。）が設置され、2025年7月17日に中間論点整理が公表されるなど、サステナビリティ情報の開示と保証の制度化の議論が進められている。
- 金融審サスWGにおいては、保証基準策定の議論は途上であるが、我が国におけるサステナビリティ保証業務の基準は、ISSA 5000がベースになることが想定される。制度保証の想定時期を踏まえ（2028年3月期）、前広な対応を図るため、**弊会会員向けに、ISSA 5000と整合する形の実務の指針**として、**サステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」**（以下「サス保実5000」という。）の起草を行った。
- 起草のスケジュールは、金融審サスWGで提案されているプライム市場時価総額3兆円以上の会社の保証義務の時期を踏まえ、**準備期間も考慮したタイミングで完成することを目標**としている。

2. 本公開草案の起草方針

- サス保実5000の起草に当たっては**ISSA 5000と基本的に同内容とする方針**としており、**JP項や欠番項を極力設けない方針**で起草した（詳細は次スライド）。

JP 項	監査基準報告書等の基になったISA等には含まれないものの、弊会が必要と認めて追加した規定は、項番号の最後に「JP」を付す。
欠番	監査基準報告書等の基になったISA等には含まれるものの、我が国の法令等を優先して適用しない項番は「欠番」と示す。

- 限定的保証業務又は合理的保証業務のいずれか一方のみに適用される要求事項は、項番号の後に「L」（限定的保証）又は「R」（合理的保証）を付した形式で記載している。
- サス保実5000と倫理規則（パート5）で共通する概念や定義は、両者で一致している。
- 本実務指針はISSA 5000と整合させて起草したため、制度保証への対応に当たっては別途行われる金融審サスWG等での検討の結果を踏まえる必要があることに留意する。

2. 本公開草案の起草方針（続き）

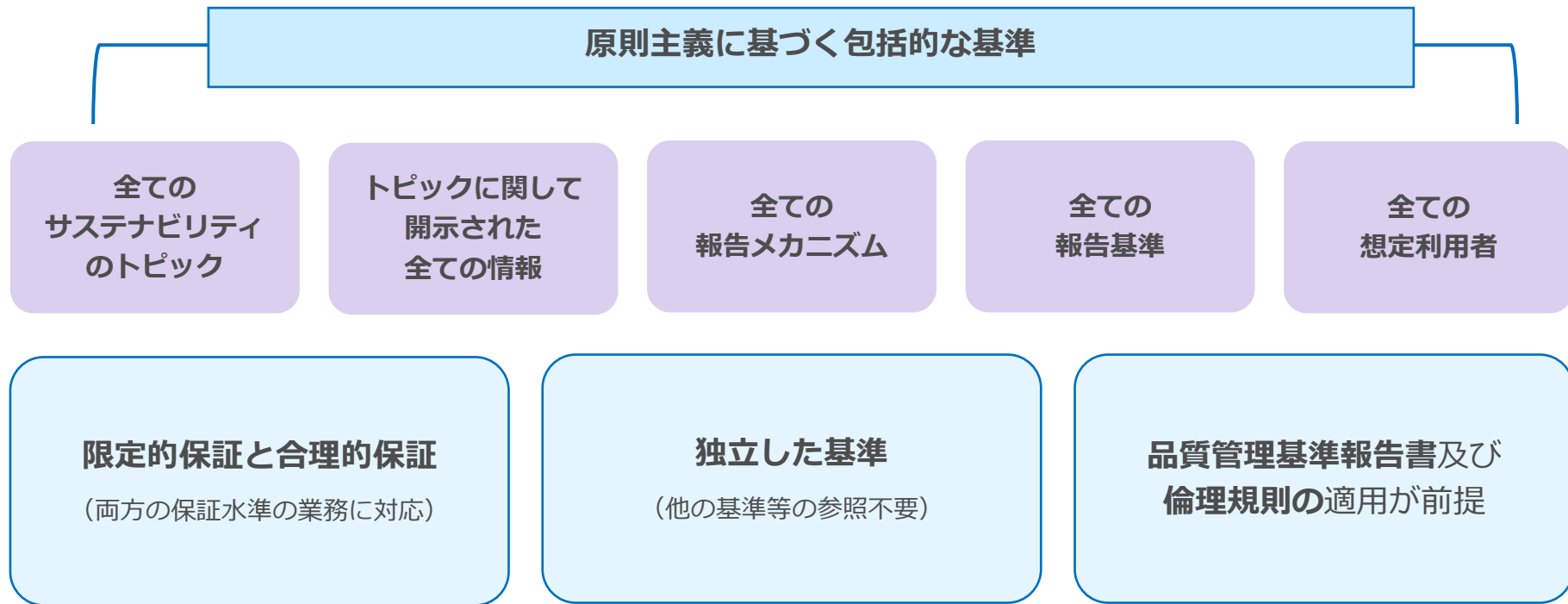
《公開草案時点でのJP項・欠番の状況》

	項番	該当項目
JP項	なし	なし
欠番	A29	内部監査人の直接補助 ※ 監査において会社法の定めにより会計監査人は被監査会社の使用人等を補助者として使用することができないことを踏まえ、内部監査人による直接補助の利用は想定しない。
	A64	保証業務契約の新規の締結及び更新 ・ パブリックセクター関連の条項
	A170	経営者及びガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション ・ パブリックセクター関連の条項
	A186	保証業務の前提条件 ・ パブリックセクター関連の条項
	A572	保証報告書における業務執行責任者の氏名 ※ 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」においても欠番としている規定

Ⅱ 本公開草案の概要

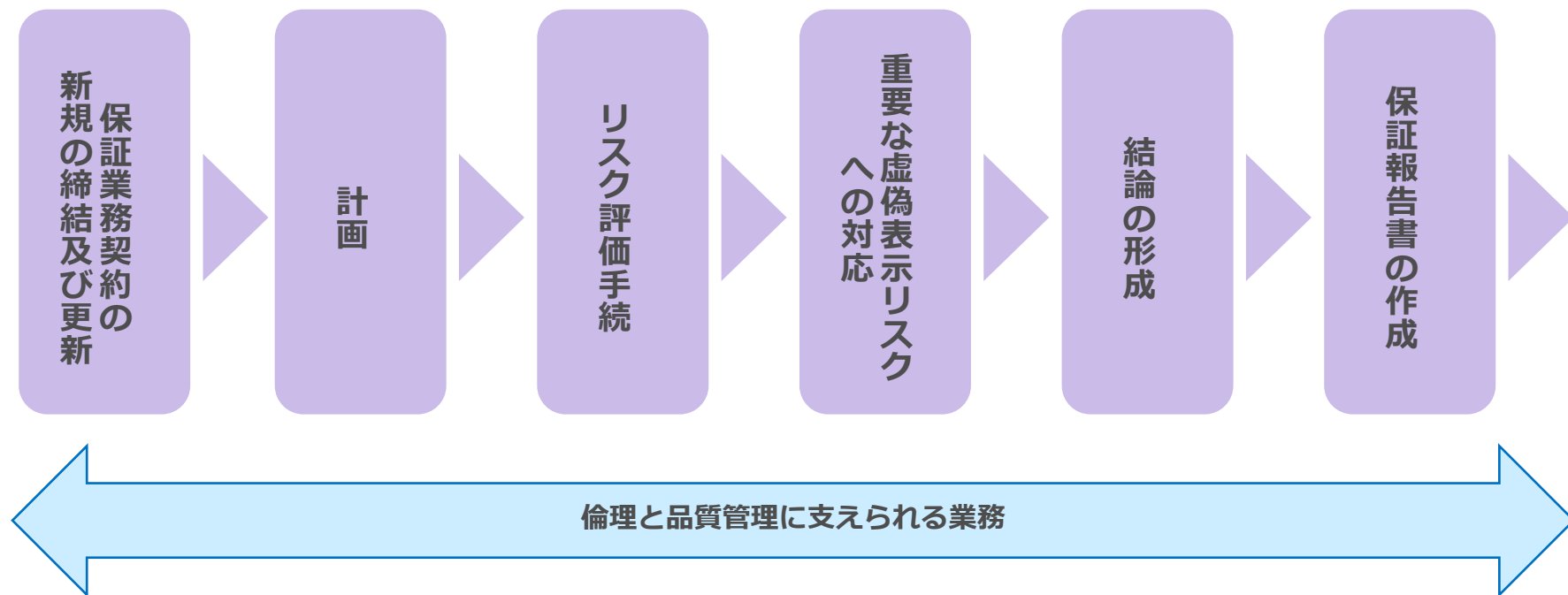
1. サス保実5000の特徴

- サス保実5000は、**原則主義に基づく包括的な基準**である。



1. サス保実5000の特徴（続き）

- サス保実5000は**保証業務の開始から完了まで**を扱っている。



2. サス保実5000の目次

本実務指針の範囲及び適用

本実務指針の範囲

適用時期

本実務指針の目的

定義

要求事項（※適用指針は割愛）

本実務指針等に準拠する保証業務の実施

保証業務契約の新規の締結及び更新

事務所における品質管理システム

業務における品質管理

不正及び違法行為

経営者及びガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション

調書

保証業務の前提条件

保証業務の契約条件

証拠

- 以下により構成（監査基準報告書と同様の構成）

▶ **本実務指針の範囲及び適用**：基準の適切な理解のための背景説明

▶ **本実務指針の目的**：業務実施者が達成すべき目的を記載

▶ **定義**：用いられている用語の定義を記載

▶ **要求事項**：当該目的を達成するために設定

▶ **適用指針**：要求事項の詳細な説明及びその指針を提供

計画

リスク評価手続

重要な虚偽表示リスクへの対応

識別した虚偽表示の集約及び検討

適用される規準の記載の評価

後発事象

経営者確認書

その他の記載内容

保証業務の結論の形成

保証報告書の作成

3. サス保実5000のポイント

本実務指針の範囲
業務における品質管理

適用範囲

- サステナビリティ情報に対する**全ての保証業務に適用**する。
- 温室効果ガス報告に対する保証業務にも**サス保実5000を適用**する。

品質管理と倫理

- 保証業務の提供に当たり、**品質管理基準報告書**及び**倫理規則**の適用を前提としている（第30項及び第34項）。

3. サス保実5000のポイント

- サス保実5000の各論における主なポイントは以下のとおりであり、次スライド以降で説明する。

重要性

(計画)

**グループ
サステナビリティ情報**

(証拠・計画)

**リスク評価及び限定的
保証における内部統制
の理解**

(リスク評価手続)

**見積り及び将来予測情
報に関するアプローチ**

(重要な虚偽表示リスクへの対応)

**財務諸表監査人との
連携**

(その他の記載内容)

保証報告書

(保証報告書の作成)

その他

※括弧内は関連するサス保実5000の見出しを記載

3. サス保実5000のポイント

計画

重要性

- **企業・業務実施者の双方において、利用者の情報ニーズに関連した概念**
 - ① **ダブル・マテリアリティ** …サステナビリティ報告の枠組みにおいて、企業に対し、ダブル・マテリアリティの適用が求められている場合、業務実施者は、重要性の考慮・決定の際に、**財務マテリアリティとインパクト・マテリアリティの双方を勘案**することを求めている（第99項）。
 - ② **企業のマテリアリティ・プロセス** … 業務実施者は、企業の内部統制システムの理解の際に、**企業がサステナビリティ情報で報告対象となるサステナビリティ事項や報告バウンダリーを決定するために適用する企業のプロセス**を理解すること等を求めている（第76項、第117項、第118項）。
 - ③ **業務実施者の重要性** … **保証業務を計画・実施し、サステナビリティ情報に重要な虚偽表示がないか評価**するため、重要性を考慮（定性的な開示情報）・決定（定量的な開示情報）することを求めている（第98項）。

3. サス保実5000のポイント

グループサステナビリティ情報

- サス保実5000は、単体のサステナビリティ情報と、報告バウンダリー内のバリュー・チェーン企業を含むグループサステナビリティ情報に対する保証業務の両方に適用する。
- **グループサステナビリティ保証業務**の基本的な方針及び詳細な業務計画を策定するに当たり、以下について判断することを求めている（第96項）。
 - ▶ 保証業務の作業が実施されるサステナビリティ情報及びその情報源
 - ▶ 構成単位の業務実施者を含む、業務の実施に必要な資源
 - ▶ 業務チーム外の他の業務実施者が実施した業務から証拠を入手するかどうか
- **経営者が報告したバリュー・チェーンの情報について結論を表明する場合には十分かつ適切な証拠を入手することが求められる**（A252項）。

※関連する概念であるグループとバリュー・チェーンについては次スライド参照

3. サス保実5000のポイント

証拠・計画

《グループとバリュー・チェーンの関係性》

- **グループサステナビリティ情報：**

複数の企業又は事業単位のサステナビリティ情報を含む、規準に準拠して作成されたサステナビリティ情報

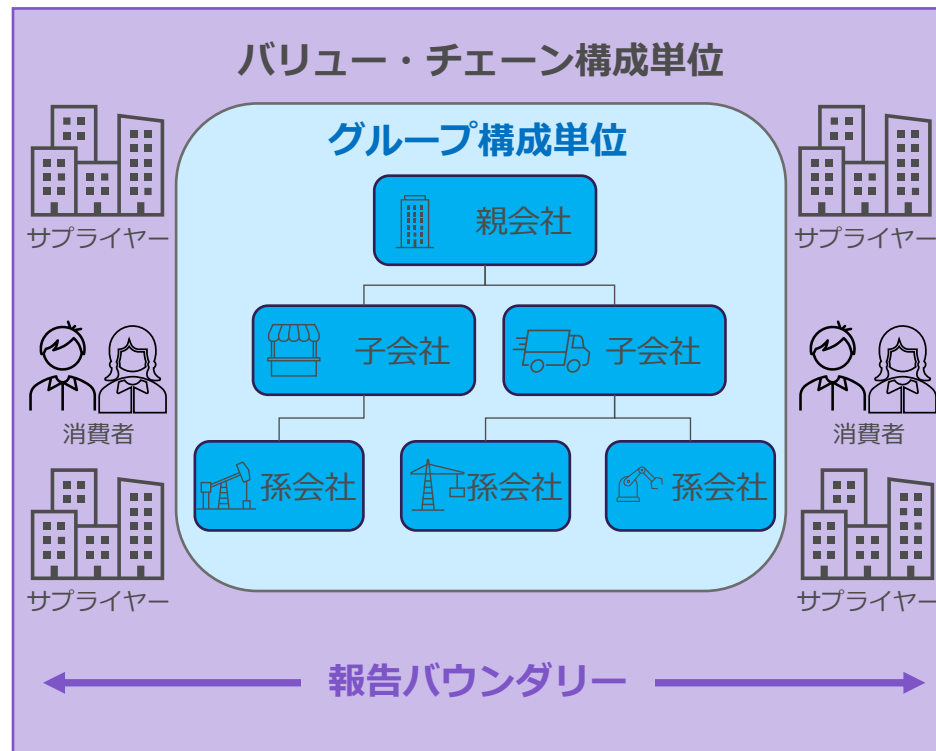
- **グループ構成単位：**

報告企業のグループ財務諸表に含めることが義務付けられている企業等（親会社の子会社等）

- **バリュー・チェーン構成単位：**

報告企業の上流又は下流のバリュー・チェーンに含まれる他の企業

グループサステナビリティ情報



3. サス保実5000のポイント

リスク評価及び限定的保証における内部統制の理解

- 内部統制システムの構成要素の理解（第113LR項～第119R項）
 - … 限定的保証の場合は**質問**、合理的保証の場合は**質問と他の手続**を通じて、以下を求めている。

限定的保証	合理的保証
統制環境の理解	統制環境の理解と 評価
企業のリスク評価プロセスの結果の理解	企業のリスク評価プロセスの理解と 評価
内部統制システムを監視する企業のプロセスの結果の理解	内部統制システムを監視する企業のプロセスの理解と 評価
情報システムと伝達の理解と評価	情報システムと伝達の理解と評価
—（ただし、第 120L 項※）	統制活動の理解と評価

※運用評価手続により証拠を入手することを計画する場合には、運用評価手続の対象となる内部統制を理解する。

- 重要な虚偽表示リスクの識別と評価（第122LR項）
 - … 限定的保証：**開示情報レベル**での重要な虚偽表示リスクの識別と評価を求めている。
 - … 合理的保証：開示情報における**アサーション・レベル**での重要な虚偽表示リスクの識別と評価を求めている。

3. サス保実5000のポイント

重要な虚偽表示リスクへの
対応

見積り及び将来予測情報に関するアプローチ

- 見積りと将来予測情報を併せて要求事項で扱っている（第146LR項）。
- 合理的保証業務における経営者の見積りを評価するための業務実施者による見積値又は許容範囲の設定は、見積りに対してのみ適用される要求事項としている（第146R項）。
- 適用される規準が、企業が意図する将来の戦略若しくは目標又は他の意図の開示情報を要求する場合、当該戦略、目標又は意図が達成されるか否かについての証拠を入手する必要はなく、そのような趣旨の結論を出す必要もない（A452項）。

3. サス保実5000のポイント

その他の記載内容
保証報告書の作成

財務諸表監査人との連携（第174項）

- 保証対象のサステナビリティ情報が含まれる書類に財務諸表が含まれる場合で、財務諸表と保証対象のサステナビリティ情報との間に重要な相違があると思われる場合又は当該財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性があることに気付いた場合、法令で禁止されていない限り、**財務諸表の監査人にその問題を伝えることを要求している。**

保証報告書

- 限定的保証業務においては、保証報告書において、**実施した手続の概要を記載する**ことを求めている（第190項(9)）。
- 「監査上の主要な検討事項（Key Audit Matters：KAM）」に**相当する事項の記載は要求しない。**
- サス保実5000においては、以下の四つの文例を示しているが、保証報告書の文例に係る実務ガイダンスの起草を進めている。

	財務報告の枠組み	上場・非上場	保証水準	結論の種類	その他の記載内容の有無
文例 1	一般目的/適正表示	上場	合理的保証	無限定	あり
文例 2	一般目的/準拠性	非上場	限定的保証	無限定	なし
文例 3	一般目的/準拠性	非上場	合理的保証及び限定的保証 (複合報告書)	無限定	あり
文例 4	一般目的/準拠性	非上場	限定的保証	除外事項付	なし

3. サス保実5000のポイント

その他

その他

不正及び違法行為

- 不正、違法行為に関連した主な要求事項として、以下を記載している。
 - ▶ 経営者及びガバナンスに責任を有する者の信頼性及び誠実性に関する業務実施者の過去の経験にかかわらず、不正による重要な虚偽表示が行われる可能性に留意し、業務の全過程を通じて、職業的懐疑心を保持しなければならない（第64項）。
 - ▶ 業務中に実施される手続により、違法行為又はその疑いに気付く場合があることに留意しなければならない（第65項）。
 - ▶ 不正及び違法行為又はそれらの疑いを識別した場合、法令等により、適切な規制当局に報告すること等が求められているかどうかを判断しなければならない（第67項）。
 - ▶ 不正又は違法行為の疑いがある場合、法令で禁止されている場合を除き、適切な階層の経営者及び必要に応じてガバナンスに責任を有する者と当該事項について協議しなければならない（第130項）。

3. サス保実5000のポイント

その他

経営者及びガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション

- 保証業務の期間を通して、経営者又はガバナンスに責任を有する者の注意を促すべきと判断した重要な事項について経営者又はガバナンスに責任を有する者と適時にコミュニケーションを行うことを求めている（第68項）。

ISSA 5000のthose charged with governanceに相当する用語

- 国際基準におけるthose charged with governanceについて、サステナビリティ保証においては業務実施者の法的位置付けが会計監査人の地位と同様には法律で定義されていないため、サス保実5000では「ガバナンスに責任を有する者」の語を使用している。
- なお、サス保実5000の中ではコミュニケーションの対象として適切なガバナンスに責任を有する者を保証業務実施者が判断し、業務依頼者（企業）との間であらかじめ合意すること、それ以外のガバナンスに責任を有する者についてはガバナンスの構造に応じて適宜読み替えることを規定している。

3. サス保実5000のポイント

その他

業務において利用される人的資源

- 個々の業務の状況に応じて、以下の様々な人的資源が利用される場合がある。

「業務チーム」…業務執行責任者及び業務を実施する他の専門要員並びに当該業務に関する手続を実施する他の者（業務実施者の利用する外部の専門家を除く。）から構成される。

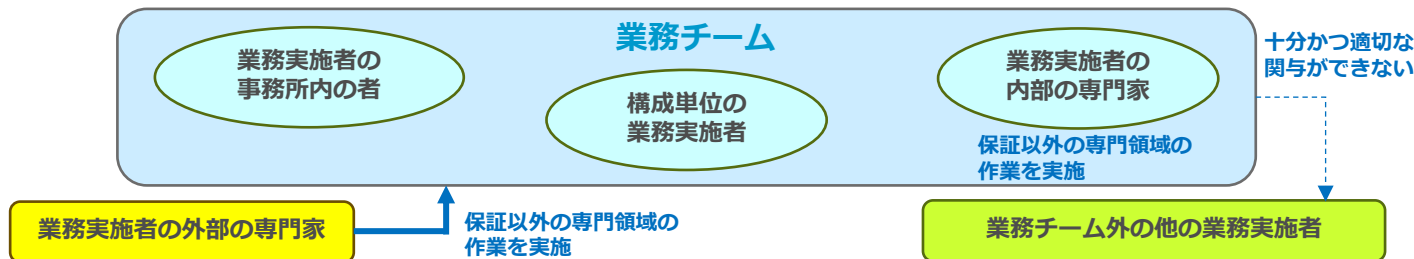
「構成単位の業務実施者」…構成単位に関連するサステナビリティ保証の作業を実施する事務所であり、業務実施者が、当該事務所の作業に十分かつ適切に関与することができる。

サス保実5000の
新しい概念

「業務チーム外の他の業務実施者」…業務実施者がサステナビリティ保証業務に利用することを意図している業務を実施しているが、業務実施者が当該業務に十分かつ適切に関与することができない。

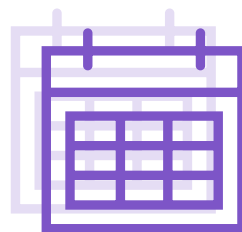
「業務実施者の利用する専門家」…業務実施者が利用する保証業務以外の分野において専門知識を有する個人又は組織

業務において利用される人的資源



4. 適用時期

- 本実務指針は、以下の日付以降に発行するサステナビリティ情報に関する保証報告書に適用する。
 - ▶ 2027年4月1日以後開始する期間
 - ▶ 2027年4月1日以後の特定の日付時点
- ただし、本実務指針の公表日以降に発行する保証報告書から適用することを妨げない。



Ⅲ. 今後のスケジュール・ ディスカッションポイント

1. 今後のスケジュール

時 期	内 容
2025年10月～12月	公開草案公表（コメント募集期間：2か月）
2026年3月	確定公表（予定）

- 他の基準への適合修正：今後、以下の他の基準等の適合修正を実施予定
 - ✓ 監査基準報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」
 - ✓ 監査基準報告書805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」
 - ✓ 保証業務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」
- 関連するIAASB公表物の仮訳の公表：
利用者の理解に資するため、今後、ISSA 5000の結論の根拠や初度適用ガイド等の仮訳を公表予定
- 今後、保証報告書の文例に係る実務ガイダンスを公表予定

2. ディスカッションポイント

- サス保実5000の内容やJP項・欠番の状況について、実務上留意すべき事項はあるか。

(参考) 監査実務指針等の体系

サス保実5000は、実務指針の分類に該当する。

体系	概要	規範性
報告書	監査基準を具体化した規定を定めたものであり、 監査に関する基準の設定主体からの委任を受けて当協会が規定している。 要求事項と適用指針から構成される。 ※ 品質管理基準報告書、期中レビュー基準報告書及び財務報告内部統制基準報告書もこれに準じた取扱い	有
実務指針 (解釈指針を含む。)	各指針の取り扱う主題、適用範囲、要求事項及び適用指針で構成される。 適用指針のみで構成される実務指針を「解釈指針」という。	有
実務ガイダンス	基本となる基準、報告書及び実務指針の適用を補足するための文書であり、主にQ & A又は設例の形式をとる。	無
研究文書	監査実務指針等に関連する研究の成果である。	無
周知文書	監査基準、報告書及び実務指針の下で会員が監査を実施する際の注意を喚起するもの。	無

※ [監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」](#)及び[保証業務実務指針（序）「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」](#)において示している。

●●信頼の力を未来へ
jicpa



サステナビリティに関する倫理規則

倫理規則改正案の概要

第71回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

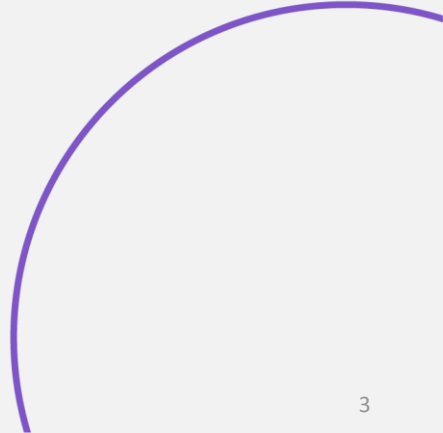
2025年9月22日



目次

1. 倫理規則改正案の概要（サステナビリティ）
2. 適用日と今後のスケジュール

※ 以下のスライドに記載の事項は、2025年9月16日時点における文案となります。



1. 倫理規則改正案の概要 (サステナビリティ)

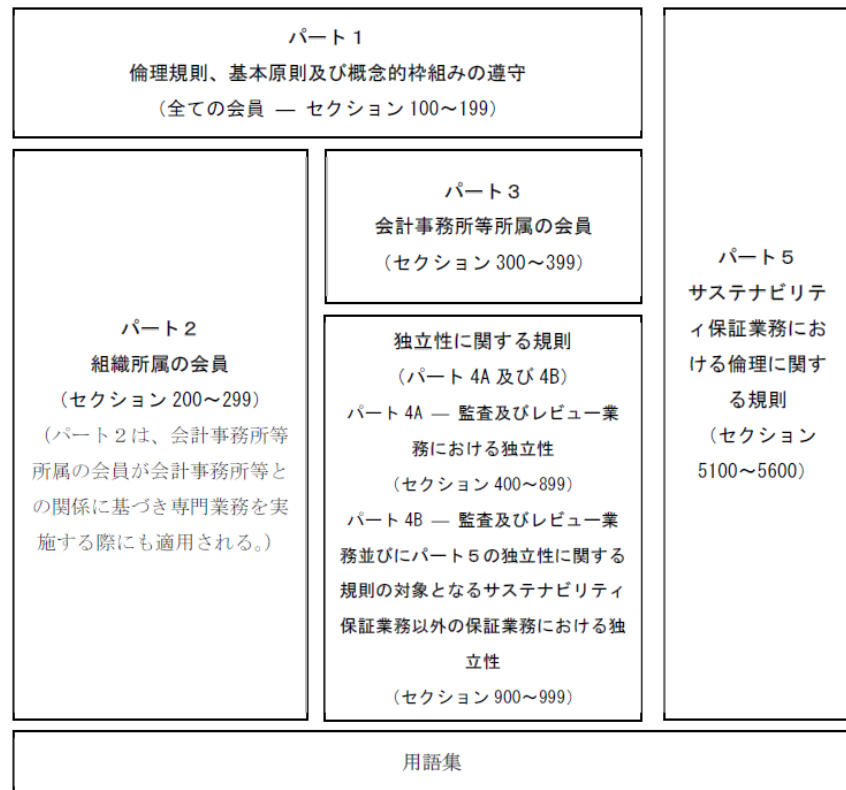
1-1. サステナビリティに係る倫理規則公開草案の概要（1/2）

- 改訂IESBA倫理規程を参考に、我が国の実情も勘案しながら、サステナビリティに関する本会倫理規則の改正を行う。
- 本会会員を適用対象として倫理規則の改正を行う（会員以外の業務実施者が本会倫理規則を遵守することは想定しない。）。
- IESBA倫理規程と同様に、監査業務と同じ水準の規定を、パート5「サステナビリティ保証業務における倫理に関する規則」として新設するとともに、用語集においてパート5に関連する用語を追加する。
- IESBA倫理規程と同様に、パート5の新設に関連するパート1から4までの適合修正、及びサステナビリティ報告のための改正も行う。
- 必要な場合、既存の倫理規則の規定の表現等も併せて見直す。
- 改正倫理規則の確定は、2026年7月の定期総会を目指すこととするが、早期適用を考慮し、2026年3月頃に規定内容の仮公表を想定している。

1-1. サステナビリティに係る倫理規則公開草案の概要（2/2）

- 公開草案の公表時点で、法制度の整備を含むサステナビリティ報告及び保証制度等が未定であることから、次の前提を付した上で公開草案を公表することとする。
 - ▶ 今後整備される法制度等のうち、改正倫理規則に反映することが適当な事項については、2026年の本会定期総会まで適宜反映する。
 - ▶ 用語の名称や定義について、今後公表が想定されるサステナビリティ保証の基準と平仄をとる必要がある項目についても、2026年の本会定期総会まで適宜反映する。

1-2. 倫理規則の構成



- 従来の4つのパートに加えて、サステナビリティ保証業務に関する規定を収めた「パート5」を新設した。
- パート5の独立性に関する規則は、パート4A「監査及びレビュー業務における独立性」を基に起草しているが、サステナビリティ保証業務に特有の論点に対処するための規定を追加している。
サステナビリティ保証業務に特有の規定には、項番号にアルファベットの小文字を付している。

1-3. 倫理規則の各パートの適用範囲（1/2）

- 公開草案では、サステナビリティ保証業務の実施者に対する規定とサステナビリティ報告の作成に携わる会員に対する規定を設けている。
- サステナビリティ保証業務において、倫理に関するパート5のセクション5100から5390までの規定は、全てのサステナビリティ保証業務に適用される。一方、独立性に関する規則については、次スライドの規準を満たす業務にはパート5のセクション5400以降の規定が、また当該規準を満たさない業務にはパート4Bの規定がそれぞれ適用される。
- サステナビリティ報告については、パート1から3までの規定が適用される。

サステナビリティ報告及び保証業務の倫理・独立性に関する規則の適用範囲

	サステナビリティ保証業務		サステナビリティ報告
	独立性	倫理	
一定の規準を満たす業務	パート5 (5400～)	パート5 (5100～5390)	パート1、2、3
一定の規準を満たさない業務	パート4B		

1-3. 倫理規則の各パートの適用範囲（2/2）

- サステナビリティ保証業務の独立性に関する規則に関し、パート5のセクション5400以降の規定が適用されるための規準は、次のとおりである。

5400.3b 本パートの独立性に関する規則は、サステナビリティ保証業務のうち、サステナビリティ保証業務の実施者が意見を表明するサステナビリティ情報が次のいずれにも該当する場合に適用される。

- (1) 一般目的の報告の枠組みに準拠して報告される。
- (2) 次のいずれかを満たす。
 - ① 法令等に準拠して提供することが求められる。
 - ② 投資家その他の利用者による意思決定を支援する目的で開示される。

1-4. サステナビリティに係る倫理規則の主な内容（1/2）

- 保証業務と非保証業務（NAS）の同時提供
 - ▶ 自己レビューという阻害要因が生じる可能性のあるNASの提供禁止
 - ▶ 提供可能なNASについてのガバナンスに責任を有する者からの了解
- 報酬依存度と報酬関連情報の開示
 - ▶ サステナビリティ保証業務のみならず監査報酬及びNASに関する報酬の総額について、監査業務と同様に、報酬依存度の5年辞任ルールを設ける。
 - ▶ 監査報酬のみならずサステナビリティ保証業務及びNAS（ネットワーク・ファームによる提供を含む。）に関する報酬も開示対象
- 担当者の長期関与とローテーション
 - ▶ 関与期間に関する監査業務との通算
- 違法行為への対応
 - ▶ 違法行為又はその疑いを識別した場合の監査人とサステナビリティ保証業務の実施者間のコミュニケーション

1-4. サステナビリティに係る倫理規則の主な内容（2/2）

- バリュー・チェーン構成単位（VCC）に対する独立性
- ガバナンスに責任を有する者、会計事務所等、社員等の用語を使用
- 適用日
 - ▶ 適用日までに契約し業務を開始したNASに関する経過措置等



2. 適用日と今後のスケジュール

2-1. 適用日（1/2）

- 適用日に関しては、現時点で次を想定している。（早期適用可）
 - ▶ パート 1 から 4 までの改訂、下記以外のパート 5 の規定
 - ◆ 2027年 4 月 1 日以後開始する報告期間、又は2027年 4 月 1 日以後の特定の日におけるサステナビリティ情報に関するサステナビリティ保証業務から適用
 - ▶ セクション5405及び5406におけるバリュー・チェーン構成単位（VCC）に関する規定
 - ◆ 2029年 4 月 1 日以後開始する報告期間、又は2029年 4 月 1 日以後の特定の日におけるサステナビリティ情報に関するサステナビリティ保証業務から適用
- 経過措置
 - ▶ ローテーションに関するR5540.10a項は、2027年 4 月 1 日前に開始する報告期間のサステナビリティ情報に対するサステナビリティ保証業務を実施する場合にも適用される。

2-1. 適用日（2/2）

● 経過措置

- ▶ 会計事務所等又はネットワーク・ファームは、サステナビリティ保証業務の依頼人と、セクション5600及びそのサブセクションでは禁止されている非保証業務の契約を2027年3月31日までに締結し、かつ、同日までに業務を開始したときは、従来の契約条件に基づき、2027年4月1日以後開始する最初の報告期間の末日まで、当該非保証業務を継続することができる。
- ▶ 会計事務所等は、改正規定を早期適用して、個別のサステナビリティ保証業務又はグループサステナビリティ保証業務のために業務チーム外の他の業務実施者が実施した保証作業を利用することを予定しており、業務チーム外の他の業務実施者がパート4Bの独立性に関する規定を遵守している場合、当該業務実施者による独立性に関する規定の遵守に関する確認又は表明を入手した場合には、セクション5406の要求事項に準拠したものとして取り扱うことができる。

2-2. 今後のスケジュール

公開草案

- 倫理委員会、役員会審議を経て、10月に倫理規則の公開草案の公表を目指す。（コメント12月まで）
- 実務ガイダンス「倫理規則に関するQ&A（実務ガイダンス）」についても、同様に11月に公開草案の公表を目指す。（コメント12月まで）

最終公表

- 2026年3月頃に役員会で改正倫理規則及び実務ガイダンスの確定版を審議する。
- 2026年7月の定期総会審議を経て、改正倫理規則が正式に確定する。

●●信頼の力を未来へ
jicpa



監査実務指針等の改正に関する検討状況

第71回監査・保証基準委員会有識者懇談会

2025年9月22日



目次

- 1 監査実務指針等の作業計画（全体像）
- 2 2025年12月公開草案公表予定の監査基準報告書等

1. 監査実務指針等の作業計画（全体像）

	2025				2026												2027					
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
監基報等 (PIE track2対応)							公開 草案			確定												
監基報240 (ISA 240改訂対応)										公開 草案			確定									
監基報560 (後発事象会計基準対応)										公開 草案			確定									
監基報570 (ISA 570改訂対応)				公開 草案			確定															
品基報第1号 品基報第2号				公開 草案			確定															
サス保実5000 (仮称・新規) *1		公開 草案					確定															
レ基報第1号 (期中会計基準対応)				公開 草案			確定	適用開始予定														

各監査実務指針等の公表後、遅滞なく、周知活動を行う予定です。

日本公認会計士協会ウェブサイト (<https://jicpa.or.jp/about/activity/activities/workplan/>) にて公表 (2025年7月31日現在)

*1 日本公認会計士協会の会員向けの実務の指針として起草しています。

*2 早期適用可能です。なお、適用開始予定は、現時点における想定のため、変更となる可能性があります。

報告書等の起草作業

2. 2025年12月公開草案公表予定の監査基準報告書等

(1) 監査基準報告書570の改正

対応案件の概要

- ISA 570の改訂（2025年4月公表）を踏まえた、監査基準報告書570「継続企業」の見直し

スケジュール

- 2025年12月公開草案公表、2026年3月確定公表を予定

(2) 期中会計基準公表への対応

対応案件の概要

- ASBJの期中会計基準の公表を踏まえた、期中レビュー基準報告書第1号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」等の見直し

スケジュール

- 2025年12月公開草案公表、2026年3月確定公表を予定

(3) 品質管理基準報告書の改正（サス保証対応）

対応案件の概要

- 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び同第2号「監査業務における審査」について、サステナビリティ制度保証下で適用する品質管理の基準として、適用範囲の拡大対応の見直し

スケジュール

- 2025年12月公開草案公表、2026年3月確定公表を予定

※これらは、第72回監査・保証基準委員会有識者懇談会にて意見聴取を予定

●●信頼の力を未来へ
jicpa



日本公認会計士協会における周知活動

監査・保証基準委員会有識者懇談会

2025/9/22

配付資料No.919

IAASB関係

- ▶ [2025年3月IAASBボード会議の概要説明動画](#)
- ▶ [2025年6月IAASBボード会議の概要説明動画](#)

サステナビリティ保証関係

- ▶ [ISSA 5000の紹介動画及びFAQ動画（日本語字幕版）](#)
- ▶ [会長声明「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理の公表に当たって」](#)
- ▶ [サステナビリティ情報開示・保証業務特別委員会「サステナビリティ情報開示・保証のあるべき姿の検討 -サステナビリティ情報の信頼性確保に向けて-」](#)
- ▶ [サステナビリティ能力開発協議会報告書「JICPAサステナビリティ専門プログラムの開始に向けて」](#)

サステナビリティ
特設ページ



各タイトルをクリックすると公表ページに遷移します。



JICPA_監査・保証関連情報 ([@jicpa_audit](#))

